

提案内容評価要領

1 基本的な考え方

この委託業務の受託者を決定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行い、受託候補者の順位付けを行う。

提案内容の評価は、次のとおり、技術力と見積価格を総合的に判定する。

(1) 技術力の評価

企画提案書及びプレゼンテーションに基づき提案内容の評価し、「技術点」を与える。

「技術点」は、160点満点とする。

(2) 見積価格の評価

見積価格を後に示す計算式に基づき計算し、「価格点」を与える。

「価格点」は、40点満点とする。

(3) 受託候補者の選定方法

「技術点」及び「価格点」を合計し、合計点数が最も高い者を受託候補者（第一交渉権者）とする。ただし、受託候補者が本市の示す「プロポーザルの参加資格」を満たしていない場合は、採用しない。

(4) 有効数字

「技術点」及び「価格点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 合計点数が最も高い者が2以上あるとき（同点）の対応

ア 提案者それぞれの「技術点」と「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を受託候補者とする。

イ 提案者それぞれの「技術点」と「価格点」が同じ場合

くじ引きにより、受託候補者を決定する。

2 技術点の評価【160点】

(1) 評価項目及び配点

別紙4「提案内容評価表」に基づき採点を行う。

(2) 評価方法

ア 評価点の考え方

評価対象の各項目を下記6段階で評価する。

判定	評価	評価点
A	非常に優れている。	5点
B	優れている。	4点
C	記述に具体性があり、本市の要求水準を満たすが、それ以上の評価要素はない。	3点
D	やや不十分	2点
E	不十分	1点

評価	評価の目安
非常に優れている	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準を超える、高い効果と認められる提案が具体的になされていること。 業務の実施方法等の記述が具体的で説得力が極めて高いこと。 市が評価事項と想定している具体的な記述が際立って多くあること。
優れている	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準を超える、一般的な効果と認められる提案が具体的になされていること。 業務の実施方法等の記述が具体的で説得力が高いこと。 市が評価事項と想定している具体的な記述が多数あること。
やや不十分	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準に不足する提案がなされていること又は提案が抽象的になされていること。 業務の実施方法等の記述が抽象的で説得力が乏しいこと。 市が評価事項と想定している具体的な記述が少ないこと。
不十分	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準に著しく不足する提案がなされていること又は提案が抽象的になされていること。 業務の実施方法等の記述が抽象的で説得力が極めて乏しいこと。 市が評価事項と想定している具体的な記述が極めて少ないこと。

イ 加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目ごとに加重点を設定する。

ウ 技術点の計算

技術点は、次の式により計算する。

- ① 項目評価点＝評価点×加重点
- ② 技術点＝項目評価点の合計

エ 技術点の減点について

提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価しないことがある。

3 価格点【40点】

価格点は、貴社提示価格（本業務受託額と運用保守経費の合計額）を、以下の5段階で評価する。最低提示価格とは、本公募参加者から提示された価格のうち、最低の額のことを言う。ただし、提示価格が本市の示した契約上限額を超過している者については、技術点が優れている場合にあっても採用しない。

判定	貴社提示価格の範囲	評価点
A	最低金額以上, (最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 1/5) 未満	40点
B	(最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 1/5) 以上, (最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 2/5) 未満	32点
C	(最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 2/5) 以上, (最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 3/5) 未満	24点
D	(最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 3/5) 以上, (最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 4/5) 未満	16点
E	(最低金額 + (予定価格 - 最低金額) × 4/5) 以上, 予定価格以下	8点